

## 第 11 期第 1 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 令和 2 年 6 月 29 日 ( 月 ) 13 時 30 分 ~ 15 時
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員 ( 会長 )、今井委員 ( 副会長 )、廣田委員、太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、関委員、かしま委員、つじ委員、平野委員、のむら委員、池尻委員、富田委員、松田委員  
区側：総務部長、情報公開課長、都市農業課長、都市計画課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0 人
- 5 配付資料  
資料 1 都市農業の振興に関する業務に係る個人情報の外部提供について  
( 都市農業課 )  
資料 2 令和元年度 (2019 年度) 公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について ( 情報公開課 )

### 6 会議の概要

#### (1) 諮問第 1 号

都市農業の振興に関する業務に係る個人情報の外部提供について

#### (2) 報告

令和元年度 (2019 年度) 公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について

### 7 発言内容

( 以下敬称略 )

( 情報公開課長 )

これより第 11 期第 1 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。

私は情報公開課長の加藤と申します。互選により会長と副会長をお選びいただくまで私が進行させていただきます。よろしく申し上げます。

#### - 事務局職員紹介

練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第 5 条の規定に基づきまして、第 11 期審議会の会長および副会長の選出に移ります。どなたか会長と副会長のご推薦をお願いいたします。

柴崎委員を会長、今井委員を副会長に推す意見が挙がる

ただいま、柴崎委員を会長に、今井委員を副会長に推薦するというご意見が挙がりましたが、いかがでしょうか。

( 各委員 )

異議なしの声

(情報公開課長) 柴崎委員、今井委員、お引き受けいただけますか。

柴崎委員、今井委員の承諾

それでは早速ですが、お二人からご挨拶をお願いします。

柴崎会長、今井副会長より就任の挨拶

(会長) それでは早速、始めさせていただきます。

新型コロナウイルスの問題が発覚して以来、長らく審議会を開催できませんでした。ようやく一段落となりましたが、感染者が劇的に減るという事態ではありませんので、皆さんもぜひ健康に留意してご活躍ください。

本日は新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力会議時間を短縮したいと考えています。

各委員のご紹介につきましては机上の委員名簿を参照いただくことで代えさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なしの声

(会長) それでは次第に沿って議事を始めます。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件となっています。ご説明の際は着席していただいて結構です。それでは、諮問事項について説明をお願いします。

(都市農業課長) 【諮問第1号】都市農業の振興に関する業務に係る  
個人情報外部提供について 資料1に基づき説明

(会長) ただ今のご説明について、ご意見ご質問がありましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いします。

(委員) 取り扱う個人情報は何人分になるのでしょうか。それから、生産緑地を保有しているが、JA東京あおばに加入していない方はいらっしゃるのか、2点についてお聞かせください。

(都市農業課長) 1点目の対象人数につきましては、400人から500人程度と考えています。

また、JA東京あおばに加入していない方というお話ですが、練馬区内の農業者につきましては、ほぼ100%加入しているとJA東京あおばからは聴いています。



(情報公開課長)

区はこれまでも様々な機関と協定を結んで参りました。例えば、災害時の安否確認や児童福祉行政などで、消防や警察などと協定を結んでいます。これまでの協定における個人情報の外部提供については、基本的には本人同意がある場合や法令等の定めがある場合です。今回、法令の定めはなく、かつ、本人の同意にもよらない新たな類型を作ることを考えているところです。

審議会の審議事項として、練馬区個人情報保護条例第16条第3項の規定に基づき、公益または区民福祉の向上のために特に必要であると実施機関が認めたときに審議会の意見を聴いて決定させていただきたい事案になります。区としては、区民や民間事業者と様々な協定を結んで協働を推進していく考えでございます。審議会での諮問を終えないと個人情報の外部提供ができないとなると、事業の開始が遅れてしまうことが想定されるため、今回は新たな事前一括承認基準として追加をしたいと考えています。委員のご指摘のとおり、今後様々なことが想定されることから、個人の権利利益には十分配慮して運用していく考えです。以上のような理由で、今回諮問させていただきます。

(委員)

今ご説明を聞いていて、やはりすごく大事な諮問だと受け止めました。

そもそもの話として、生産緑地に関する個人情報をJA東京あおばに提供するという極めて個別性の高い諮問案件と、事前一括承認基準として協定締結団体に対する外部提供についての枠組みを作るということは、異質な内容だと私は思います。こういう形で都市農業課の外部提供の諮問として一括承認基準が追加されることについて、私はいささか疑念がありますので、正副会長のお考えをお聞きしたいと思っています。

あわせて、これまでの外部提供の事前一括承認基準は、基本的には今ご説明がありましたが、法令に基づき、かつ国なり地方公共団体を対象にしたものが原則だったとっております。それ以外の民間の様々な任意団体に対する協定関係の中で、外部提供を行うことについては非常に大きな踏み込みなので、私は、今日この諮問で決定を出すというのは、拙速ではないかと正直感じております。

これは切り離しても問題はないので、協定締結を根拠に外部提供を一括承認基準でやることについては、今日のところは継続にさせていただいて、もう少し区の真意だとか、対象となる協定団体の範囲であるとか、協定団体の協定の管理のあり方であるとか、そういうことを審議会でも点検していただきたいと思います。

(会長)

私の意見を申し上げる前に委員のみなさまのご意見をうかがいた

いと思います。ご意見ありますでしょうか。

(委員)

委員のご意見に賛成です。

協定は任意で締結する訳ですから、区の業務を委託するものではないため、基本的にはＪＡ東京あおばが自分達でやる話だと思っています。農地に関する法律の中でＪＡの役割が明示されていれば別ですが、多分そうではないので、ＪＡ東京あおばの立場は従来通りであり、練馬区にとっては、必要な事業であり協力してもらいたいため、協定を締結して必要な情報を外部提供しようということだと理解しました。

要するに、先ほどのご発言でありましたように、法令に基づくものではない、あるいは国や地方公共団体と締結するものではない訳ですから、今回の個別の事案は良いと思いますが、新たな類型を設けることは慎重にすべきだと私も思います。

(委員)

事務局の方で、一括承認基準に追加する理由を、もう一度丁寧に説明してください。

(情報公開課長)

民間事業者との協定について、審議会事前一括承認基準に位置付けさせていただくことで、事業の運営が進めやすくなると考えています。今回、新たな事前一括承認基準の追加をお話させていただきましたが、まずはＪＡ東京あおばに個人情報情報を外部提供することについてご審議をいただき、事前一括承認基準については、ご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。

(委員)

メリットの部分について、もう一度説明をお願いします。

(情報公開課長)

事前一括承認基準に付け加えることで、公益または区民福祉の向上に必要な事業が迅速に実施できるというメリットがあります。

コロナの関係で審議会の開催ができず延期したことで、この事業を先に進めることができませんでした。事前一括承認基準に加えていただくと、このようなメリットがあると考えています。

(委員)

迅速化が図られることは大きなメリットであると私自身は考えています。

特定生産緑地制度の手続きには、期限がありますよね。今回のように審議会が開催できずに手続きができないことになってしまうと、農地を所有している農家やそこを借りたいと考えている方々に弊害が出てくる場合もあると思います。そのあたりの説明をお願いします。

(都市計画課長)

今回のＪＡ東京あおばとの協定について、まずは大きな目的をご説明します。

先ほど、都市農業課長から特定生産緑地の話をさせていただきましたが、生産緑地の指定から30年を経過しますと買取り申し出と言って、今までは建物が立てられないなど建築制限があった農地に、自由に建物が建てられる状況になります。皆さんもいろいろとお聞きになっているかもしれませんが、農地が宅地になってしまう恐れがあることが問題になっているという背景がございます。今回の一番大きな目的としては、買取り申し出ができる時期を10年間延長できる特定生産緑地の指定をして、農地の保全を図ろうというものです。これは区だけではなく、ＪＡ東京あおばとしても農業を守るためにはぜひ必要だということで、農地を保全する目的で一緒に推進をしていこうということです。

その中で、今回の特定生産緑地については、30年を経過する前に指定をしないと、宅地化することができる土地になってしまいます。それから私どもが一番心配しているのが、今までは生産緑地だと、固定資産税の減免など税金面でのメリットがありましたが、今回指定をしないと減免を受けられなくなるデメリットが農家の皆さんに生じてしまいます。今回諮問している業務は、練馬区とＪＡ東京あおばが練馬区全体の農地の保全を図りたいという共通の目的で、農家の利益を守るために必要であるため進めているものです。スピード感のお話についても、ＪＡ東京あおばが少しでも早く動き出すことによって、指定ができなかったという人を一人でも少なくしたいという思いもがございます。よって、このような形の手続きをさせていただけないかということでお諮りしているものです。

(委員)

農家の方のデメリットをできるだけ少なくすることや、1ヘクタールでも多く農地を残していくことが練馬区の大きな課題であると思います。慎重にということも十分わかりますが、ご本人の利益等を侵害することが無いように、スピード感をもって取り組める体制を作っておくべきではないかと思いましたので、意見させていただきます。

(委員)

ＪＡ東京あおばと協定を結んで外部提供を行うことについては反対しませんが、それを事前一括承認基準に入れるかどうかについては、疑問があります。例えば、協定を結ぶ相手の個人情報に対するセキュリティがどうなっているのか、どういった対策がとられていれば、個人情報の漏えいなどの問題が生じないのか等について、区として基準を作っておいて、こういう相手であれば協定を結べるといようにしたほうが良いと思います。



いう認識が皆さんあると思います。先ほど 委員からも質問がありました。ＪＡ東京あおばは、区内の生産緑地の保有者のほぼ100%の方の個人情報を既に持っているのに、なぜ区から個人情報を提供する必要があるのかを教えてください。

(都市農業課長)

ＪＡ東京あおばは、区内農業者の基本的な情報については持っています。ただし、例えば特定生産緑地の指定申請の手続きをどなたが提出されているのかといった情報は持っていません。こうした情報を提供することで、まだ考え中で手続きが出来てない方に対して、区とＪＡ東京あおばから迅速かつ正確に手続きのご案内をすることができると思っています。

(会長)

特定生産緑地の制度を利用するかどうかということが、今後の農地保全の重要なポイントになってくるのでしょうか。

(都市計画課長)

おっしゃる通りです。

先ほどもお話ししましたが、近く指定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地の指定をしないと、買取り申し出と言いまして、自由に土地の開発や売買することができるようになってしまいます。一方、特定生産緑地の指定をすると、農地の維持管理義務が継続しますので、農地として残さなければなりません。指定をしないと、宅地になる可能性が大きく、しかも農業者の立場で言いますと、固定資産税の減免が受けられなくなります。

一番私どもが恐れているのが、制度のことを農業者が知らなくて、指定ができなかったということです。ＪＡ東京あおばの持っている普段の活動の中で得た情報と、私どもが持っている情報を合わせて、きめ細かな相談対応や周知ができれば、1人でも多くの方の指定ができると考えています。

(会長)

生産緑地を守ることは環境保全という意味があるのはわかりますが、それ以外にも目的はありますか。

(都市農業課長)

なぜ今、農地の保全が求められているのかについては、先ほど申し上げました都市農業振興基本法とそれに基づく都市農業振興基本計画に基づきまして、都市農地は大きく評価が変わってきているところでございます。

例えば、災害時における避難場所や、良好な景観の形成、大雨が降った時の貯留や浸透といった重要な役割が期待されています。また、区内の農業者の方々が直接農産物を販売するマルシェなどの取組も実施しており、区民の方からも新鮮でおいしい野菜を購入でき

て魅力的であるという声を多数いただいております。今年はコロナの影響もありまして、外食ができないという状況の中で、ご自宅での食事をされる方が増えているという傾向もあり、農家の庭先の販売所での売れ行きは、逆に増えているという話も聞いています。

(会長)

事務局側の議論と、それに反対される側の議論と拝聴して気づいたのは、事務局は、事前一括承認基準の所には、協定を締結したから外部提供する、とは単純には書いていなく、本人の権利利益を不当に侵害することがないときに外部提供できると書いています。

委員は、それは当たり前だという話で、それを審議会以外のどこかで判断するのではなく、審議会の判断をその都度入れた方が良いのではないかというお考えだと思います。

それに対する再反論としては、迅速性を重んじる立場からすると審議会で慎重な審議をすることはもちろん必要ではあるが、それをしないでスムーズに迅速に対応することが必要な場合もあるから、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないという条件を入れて、審議会を経由しないで外部提供できるようにしたいというのが事務局サイドの考えだと思います。どちらにもそれなりに理由があると思いますので、その点を皆さんよく考えてご判断ください。

今日は賛否が分かれているので、両方の意見を取らせていただきたいと思います。委員からもお話がありましたが、今回は、このJA東京あおばへの個人情報の外部提供の問題と、事前一括承認基準としてこれを認めるかどうかは違うと思うので、別々に決を採るということによろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(委員)

JA東京あおばの個人情報保護方針には、「法令により例外と認められた場合」という文言がたびたび出てきますが、この「法令」に区の条例は含まれていないのではないかと思います。今回本人宛の通知を省略するのであれば、例えばJA東京あおばの個人情報保護方針に「条例を含む」と加えるなどの手当をしておかないと、練馬区から提供を受けた情報について、組合員との間にトラブルが起きる可能性があると思います。

(委員)

事務局の説明で気になるのは、協定の相手方は任意の民間団体である場合に、そういう団体がどの範囲の個人情報の提供を受けるかというのは、当該個人にとってセンシティブな意味を持つことがありうると思います。今回の生産緑地についても、土地の所有者の方が特定生産緑地の指定を受けるかどうかを検討している、あるいは

土地の貸借について判断を迷っている、そういう微妙な時に、ＪＡ東京あおばが、本人に通知もない中で情報を区から外部提供を受けた場合に、無用なトラブルになるリスクがあると思います。それでも都市農地を保全することは大局的には大事なことですし、そのために事務を円滑に進めたいというお気持ちもわかりますが、やはりこういう単なる協定を通して繋がっている団体への外部提供については、慎重さを求められるという思いはどうしてもあります。

例えば、認知症のケアカフェ事業も全て協定事項ですよ。障害をお持ちの方とかハンデをお持ちの方とか、いろいろな当事者にかかわることを協力して行う事業が増えています。それ自体は悪いことではありませんが、その中で個人情報を取得したり共有したりということも出てきており、事前一括承認基準に入れるかどうかについては、協定に基づいて事務や事業がどのように実施されるかということ一度棚卸し、練馬区での協定事業の数や内容を明らかにしていただいて、それを踏まえて事前一括承認が良いのかどうかについて、議論していただきたいと重ねてお願いします。

(会長)

本人の権利利益を侵害する恐れがあるかを審議会が慎重に審議すべきなのか、それとも審議会が入らずに事務局レベルで判断して、その代わりスムーズな判断をできるようにするのかという問題なので、委員がおっしゃったように問題の質にもよるのかなという気もしてきました。

(副会長)

1点だけ私の考えを申し上げておきます。ＪＡ東京あおばも、法律に基づいてできている団体なはず。その辺を皆さんが少し誤解をしているのではないかと思いました。ＪＡ東京あおばは、法律に基づいてできた団体であって、全くの任意の団体とは違うということは認識いただいたほうが良いのではないかと、というのが私の申し上げたいことです。

(委員)

私は農家の方とよく一緒に仕事をしますが、感じているのは、生産緑地が30年を経過して、さらに10年延長するかどうかを決める今は非常に大事なタイミングになっていて、それが今後の練馬区にみどりを残していく、農地を残していくという非常に大事なタイミングになっています。委員がおっしゃるように、個人にとって財産的にセンシティブな部分であって悩まれている方も一定程度いると思いますが、特定生産緑地の指定申請をしていない方の中で多いのは、農家の方も高齢になってしまっていて、新しい制度のことを考えたくないことや、区役所から届いた通知を読んでもよくわからないので放置している方が多いというのが現状だと思っています。



るパソコンはスタンドアロンなのか、いろいろなことがあると思います。審議会で議論するのは事業の内容よりも、事業によって個人情報がどのように扱われるのかということだと思っています。事務局で協定を結ぶのであれば、協定を結ぶ相手について、どのように個人情報の保護をして欲しいかということを示す基準があったほうが良いと思います。

(情報公開課長) 外部委託の場合では、特記事項を定め示しています。協定の場合には、特記事項に準じるというように考えているところです。民間企業に対しては、個人情報保護法や各種ガイドライン等で、個人情報を扱う場合の規定や基準が示されています。協定を結ぶ時には、その基準を確認しながら個人情報が守られるように注意しながら進めていきたいと考えています。

(会長) 次に、報告事項についてご説明をお願いします。

(情報公開課長) 報告 令和元年度(2019年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について 資料2に基づき説明

(会長) ただ今の説明に対し、ご意見ご質問をお願いします。

(委員) 7ページの13番目ですが、登録先グループを誤ってTO欄に設定していたというのは、本来はBCC欄に入れるべきものをTO欄に入れてしまったという理解でよいのでしょうか。

(情報公開課長) おっしゃる通りです。

(委員) こういったイージーなミスに対して、どのように再発防止するのかを教えてください。

(情報公開課長) 送信する前にダブルチェックを徹底していくことと、マニュアルを改めて、受託情報を扱う全職員に周知を徹底していくことで対応していきたいと考えています。

(総務部長) 個人情報に係る事務処理ミスが13件発生してしまったことについては、誠に申し訳なく思っています。区では個人情報保護とミス防止の観点で、BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の考え方を取り入れ、各所管課で事務処理の手順を洗い出し、専門の方々のお力もかりまして、手順のどこに無理があるか、どこにトラブルが起こりやすいリスクがあるのかというような、作業手順の

分析を行いました。昨年度は区民部で実施しました。

今後、他の部にも拡大をしまして、根本的な解決を図ってまいります。それから、先ほどの13番の件ですが、確かにBCCで送るべきところを事業者が全員に同じメールを送ってしまったというミスでございます。基本的なミスであります。再発防止のためにダブルチェックの徹底等を行うとともに、全庁的なミスの防止・削減について、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

(委員) 6ページの個人情報に係る事務処理ミスの6の誤交付ですが、本人確認が不十分であったことが原因のようですが、内容が内容なだけにどのように事後処理を行ったのかを教えてください。

(情報公開課長) 本人への対応についてですが、戸籍の全部事項証明書を第三者に交付してしまったこと、証明書は既に回収したことを伝え、職員のミスをお詫びしました。

証明書交付の時に、職員がA氏の受付番号である〇〇番を呼んだ際に、別の番号××番を持ったB氏が窓口に来ました。職員が確認したところ、B氏がうなずいたので、番号の転記ミスと誤認して、B氏にA氏の証明書を交付してしまいました。今後は、証明書を交付する前に、申請者に氏名を申し出てもらうことを徹底して、再発防止に取り組んでいるところでございます。

(会長) 厳しいことを言いますが、現場で穏やかに済んでしまえば資料としてあがってこないということを考えると、この事案の周囲には、ニアミスとかを入れると多くの事例があると思いますので、徹底的にやらないと誤交付のミスはなくならないと思います。しっかり取り組んでください。

(委員) 今話題になった戸籍の件は、ちょっと本当に深刻だと思います。今の誤交付の他に誤送付もありますね。戸籍の附票ですが、ここでまずお聞きしたいのは、委託事業者が、と書いてありますが、戸籍の附票の送付は委託事業者が行っているのでしょうか。

(情報公開課長) 役割分担をしながら、委託事業者も事務処理を実施しています。

(委員) 例えば今は6月なので、介護保険料の納付通知とか、全区民あてに納付書を送付するものや、膨大な量になる事務がありますよね。それは委託事業者にやってもらっていることもある訳ですが、戸籍の附票の送付がそんなに膨大にあるとも思えませんし、かつ極めてセンシティブな内容が含まれていると思います。戸籍関連の送付事

務は職員が自ら行っていると思っていましたが違うのですね。

(情報公開課長)

先ほどの説明を補足します。個人に送付する場合は、区の職員で対応しています。今回の事例は、他の自治体から照会があって送付する場合となります。これは法律に基づいて実施される照会ですが、その部分は委託事業者をお願いするという切り分けをしています。今回の事例は、誤って別人の附票を自治体に送ってしまったものです。

(委員)

良くないということがよくわかりましたので、事務の区分も含めてきちんと検証していただきたいなと思いました。

引き続き基本的なことをお聞きします。指定管理者が管理している個人情報、例えば、区から引継ぎを受けて管理しているものや、指定管理業務の中で取得・収集したものなど、指定管理者が管理している管理個人情報に関する運用状況は、この運用状況報告書の中には入っているのでしょうか。

(情報公開課長)

指定管理者についての数字は含まれておりません。

(委員)

それは大きな問題だと感じます。と言うのは、公の施設の大半は指定管理に移ってしまっていて、区民の個人情報が日常的に取得され管理されているのはまさにこういった施設です。指定管理者は、個人情報保護条例上は直接的には実施機関に入っていないという解釈になるのですが、区民の個人情報を守るという視点からすると、指定管理者の管理個人情報に関わる情報公開や個人情報保護の運用状況についても、保護条例の規定に準じて、適宜把握して報告しないと、ある意味で審議会でのこういう点検自体が空洞化していくと思わざるを得ません。そこはぜひ報告の受け方から始まりますが、運用改善をしていただきたいと思います。その点は、いかかでしょうか。

(情報公開課長)

個人情報に係る事務処理ミスは3年前から審議会でご報告しております。指定管理者の運用状況については、ご意見を踏まえながら検討します。

(委員)

ミスの案件だけではなく、公文書の公開状況とか個人情報保護制度の運用状況など、指定管理者の管理情報については見えなくなっていると思いますので、適宜可視化する努力をしないと、区民の大切な個人情報が事実上条例の保護から外れて審議会からも見えなくなるという事態になりかねないと思いますので、ぜひ運用を改善し

ていただきたいとお願いします。

(会長) 附票という言葉が出てきましたので、説明します。附票には、戸籍の筆頭者とそこに入っている方が過去どのように住民票の住所地を移転したのかが全て書かれています。本籍地しか判明しておらず、現住所地が分からない人の所在地を調査する時に、戸籍の附票を使います。本籍地がわかれば、現在の所在地あるいは過去どのように住民票の登録地が変わったかということが調査できます。ですから、戸籍の情報と住民票の情報が両方入っているので、かなり重要な情報です。慎重に対応しないと、例えば、住民票の所在地が分かったがために、DV問題が再燃してしまうということもありうるので、かなり重要な問題ではないかと思います。ミス防止の徹底を図っていただきたいと、法律家としても考えます。

(会長) これで審議会を終了します。事務局から連絡事項はありますか

(情報公開課長) 次回の審議会は、8月下旬から9月中旬に開催を予定しています。日時が決まりましたら、改めてご連絡します。

(会長) 本日の審議会を終了します。皆様お疲れさまでした。